

令和 3 年 8 月 10 日

坂井市スポーツ少年団
代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元 利夫(公印略)
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船 信弘(公印略)

福井県緊急事態宣言下での活動について

先日、県が県内の感染状況を踏まえ「緊急事態宣言」を発令しました。これに伴い、スポーツ少年団活動についても、特別警報時に通知した内容が一部変更となりましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等を踏まえて対応を見直す場合には、改めて通知いたします。

記

- 1 期間 8月6日(金)から8月24日(火)まで(以下、期間中という。)
- 2 対応 通常の活動(練習)をはじめ交流戦や練習試合等も控えること。

※期間中と8月28・29日に競技団体が主催する公式戦等を控えている場合は活動を可とする。ただし、下記事項を留意すること。

- ・大会等について事務局(坂井体育館)へ説明及び要項を提出のこと。
(あらかじめ主催団体と延期等について検討することが望ましい)。
- ・通常活動については大会参加に関わる団員のみの活動とすること。
大会参加についても感染対策、熱中症対策の徹底に加え、必要最低限の人数での参加とすること。
- ・団員の参加については本人と保護者の判断を尊重すること。
- ・大会が終了した場合、または大会が延期・中止となった場合は、期間中の活動をただちに自粛とすること。

【お問い合わせ】

(公財)坂井市スポーツ協会
坂井市スポーツ少年団(坂井体育館内)
電話 68-0123(直通)
メール sss@s-taikyo.jp